

第 7 回 内心の自由

今回は、消極的権利（自由権）の 1 つである精神的自由権のうち、内心における精神活動を中心とする人権である思想・良心の自由（19 条）、信教の自由（20 条）及び学問の自由（23 条）について検討します。

これらの人権の内容について、しっかりと理解しましょう。また、信教の自由と学問の自由に関連し、制度的保障という考え方についても理解しましょう。

1. 思想・良心の自由

- ・ 国民がいかなる思想をもっていようと、それが内心の領域にとどまる限りは、絶対的に自由であり、特定の思想をもつことについて、国家が禁止したり、それに基づいて不利益を課したりすることはできない。また、国民がいかなる思想をもっているかを国家が強制的に告白させることは許されない。
- ・ 民法 723 条に基づき、名誉毀損に対する名誉回復処分として、新聞や雑誌等に謝罪広告を掲載するよう、名誉毀損の加害者に対して裁判所が命ずることは、単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するにとどまる限り、良心の自由を侵害するものではない（謝罪広告事件最高裁判決（最大判昭和 31 年 7 月 4 日民集 10 卷 7 号 785 頁））。

○ 謝罪広告事件最高裁判決（最大判昭和 31 年 7 月 4 日民集 10 卷 7 号 785 頁）

Y は、1952（昭和 27）年 10 月に行われた衆議院議員総選挙に日本共産党の公認を得て徳島県から立候補したが、その選挙運動に際し、ラジオの政見放送や新聞を通じて、対立候補である X が徳島県副知事在職中にある発電所の建設に絡んで業者から「斡旋料」を受け取った旨を公表した。そこで、X は、虚偽の事実を公表されることによりその名誉を著しく毀損されたとして、その名誉回復のために Y に対して謝罪文の放送及び掲載を求める訴訟を提起した。第 1 審（徳島地判昭和 28 年 6 月 24 日下民集 4 卷 6 号 926 頁）は、X の請求は正当であるとし、Y に対して「……放送及び記事は真実に相違して居り、貴下の名誉を傷け御迷惑をおかけいたしました。ここに陳謝の意を表します」という文面の謝罪広告を Y の名で新聞紙上に掲載することを命じ、控訴審（高松高判昭和 28 年 10 月 3 日判例集未登載）も、これを支持した。これに対して、Y は、たとえ自分の行為が不法行為に該当するとしても、Y の「全然意図しない言説を上告人の名前で新聞に掲載」させることは、Y の良心の自由を侵害するもので日本国憲法 19 条に違反するとして上告した。

最高裁判所は、「単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するに止まる程度のもの」であれば、名誉毀損に対する救済手段として謝罪広告の掲載を命じることは、19 条に違反しないと判示し、Y の上告を棄却した（X の請求を認容した）。

2. 信教の自由

- ・ いかなる宗教を信仰するかどうか、宗教的行為を行うかどうか、宗教的結社を結成するかどうかは、国民の自由であり、国家がこれを強制してはならない。
- ・ 国家は非宗教的であり、かつ宗教的に中立であることが要請される（20条1項後段、3項、89条前段）。これは、信教の自由の制度的保障（ある制度を保障することによって、間接的に、その制度が保護する人権の保障を確保することになる）であると解される。
- ・ 問題となる国家による行為について、その目的が宗教的意義をもち、かつ、その効果が特定宗教に対する援助・助長・促進または圧迫・干渉等になるかどうかを、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして判断して、2要件ともに該当する場合に、国家と宗教との相当とされる限度を超えるかかわり合いとして、政教分離に違反すると判断される（津地鎮祭事件最高裁判決（最大判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁））。

○ 津地鎮祭事件最高裁判決（最大判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁）

三重県津市は、1965（昭和40）年1月14日、市の体育館の起工式を行ったが、この起工式は、宗教法人大市神社の宮司によって神式の地鎮祭として行われ、その挙式費用7,663円（内訳は、宮司らに対する謝礼4,000円と供物料金3,663円）が市の公金より支出された。そこで、この起工式に出席した同市議会議員Xは、津市が主催して、神式に則る地鎮祭を行い、費用を公金で支出したことは日本国憲法20条及び89条に違反するとし、同市長Yに対し、違憲・違法に支出した公金の津市への賠償を求める住民訴訟などを提起した。

最高裁判所は、憲法の政教分離原則は、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を確保しようとしたいわゆる制度的保障の規定であるとしたうえで、国家と宗教との完全分離は、理想ではあるが、それを実現することは、実際上不可能であり、かえって不合理な結果を生ずることになるから、国家と宗教とのかかわり合いについて、許されるものとそうでないものとを分けて考えるべきであるとした。20条3項により禁止される宗教的活動とは、「当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうもの」をいうとし、本件地鎮祭への市の公金支出は、神道を援助・助長し、他の宗教を圧迫・干渉するものではないので、違憲ではないと判示し、Xの上告を棄却した（Xの請求を棄却した）。

3. 学問の自由

- ・ いかなる学問を研究するかどうか、研究した成果を発表するかどうか、研究結果に基づいて教授するかどうかは、国民の自由であり、国家がこれを強制してはならない。
- ・ 学術教育研究の中心的存在である大学は尊重されなければならないので、教員等の人事権や施設・学生の管理権については、教授会を中心とする大学の自治に委ね、国家がこれに介入してはならない。なお、判例によれば、学生は専ら営造物の利用者にすぎない（東大ポポロ事件最高裁判決（最大判昭和38年5月22日刑集17巻4号370頁））。

今回の講義の復習として、教科書の第4章、第5章及び第8章を読んでおきましょう。 次回は、精神的自由権の残りの1つである表現の自由（21条）について検討します。
--